



* 在宅子育て支援給付金 *

大館市では、お子さんが満2歳になるまで在宅で養育している保護者に対して、子育てに要する費用を支援し、お子さんの健全育成と福祉の向上を目的に、在宅子育て支援給付金を給付します。



対象について

※以下のすべての要件に該当するかた

対象児童	1	大館市に住所を有し、令和2年4月1日以降に生まれた児童であること（注1）
	2	保育園等の未就学施設を利用していないこと（注2）
対象保護者	3	大館市に住所を有していること
	4	所得制限内であること（注3）
	5	生活保護の受給者でないこと

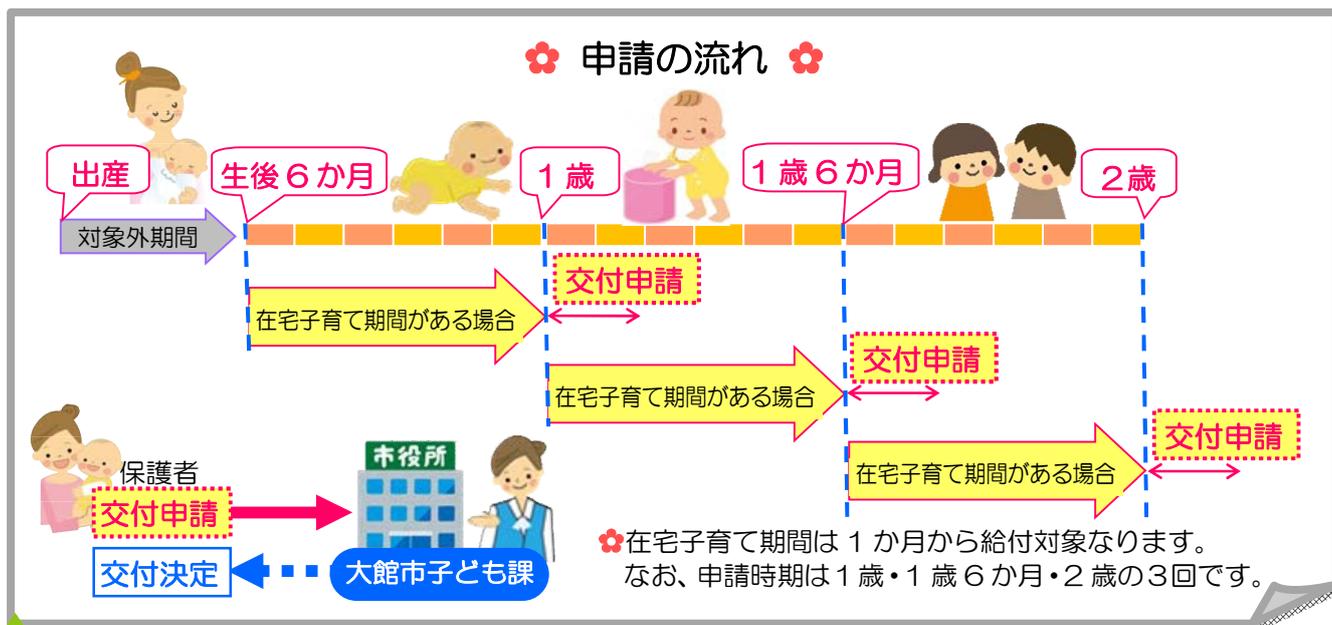
注1）令和2年4月1日以降に生まれた児童は満6か月から対象です。

平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に生まれた児童は満1歳以降から対象になります。

平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に生まれた児童は対象外です。

注2）利用の申込みをしている場合は、利用を希望する開始日の前日までを対象とします。

注3）詳しくはお問い合わせください。



給付金について

生後6か月以降も在宅子育て期間がある場合に支給します。

▶ 育児休業給付金受給者 : 月額 5,000円

▶ 育児休業給付金受給のないかた : 月額 15,000円
※在宅月数に応じて6か月に1回、まとめて給付します。

※2歳の誕生日になるまで対象です。



* 必要書類 *

- 大館市在宅子育て支援事業支給申請書
- 育児休業給付金受給申請状況証明書または育児休業給付金受給対象外申出書
- 保護者の保険証のコピー
- 申請者の身元を確認できるもの（運転免許証等）
- 振込口座の通帳
- ※その他、支給要件の認定にあたり、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。

●詳しくは子ども課へお問い合わせください。

🌸お問い合わせ先🌸

大館市 福祉部 子ども課 子育て支援係

☎0186-43-7053



申請について

お子さんが1歳・1歳6か月・2歳に達した日からそれぞれ2か月以内に、子ども課へ申請してください。

裏面もあります



大館市在宅子育て支援給付金事業 Q & A

Q1	転入でも対象になるの？
A1	対象児童が満6か月以降で満2歳になるまでの間に在宅期間があれば対象になります。
Q2	父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？
A2	<p>祖父母等に預けていても、お子さんが未就学施設（※）を利用していない場合は、対象になります。なお、利用の申請をしている場合は、次のQ3にご注意ください。</p> <p>※未就学施設とは、「大館市内及び市外の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設」を指します。</p>
Q3	未就学施設に申請すると対象にならないの？
A3	希望する利用開始日の前日までの期間は対象になります。
Q4	育児休業給付金の受給が終了した場合は、月額 15,000 円になるの？
A4	育児休業給付金を受給しなくなった月の翌月分から 15,000 円を支給します。
Q5	里帰り出産により市外にいる期間は、在宅子育て期間に含まれないの？
A5	大館市に住所を有している場合は、含まれます。
Q6	短期間だけ託児所を利用した後、在宅で子育てしている場合は対象になるの？
A6	託児所を利用した後の期間に月単位で在宅子育て期間がある場合は、対象となります。
Q7	いつ給付されるの？
A7	<p>申請から約1か月後になります。</p> <p>支給日は、給付決定通知の送付に併せてお知らせします。</p>
Q8	所得制限はどのくらいですか？
A8	<p>父母の合計年収約 930 万円以内が目安になります。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p>

